

熊本県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和5年10月13日(金) 熊本県庁行政棟本館5階 審議会室	
出席委員氏名 ※50音順	天本 徳浩 (崇城大学総合教育センター 教授) 下田 典子 (行政書士) 辻本 剛三 (熊本大学客員教授) 原島 良成 (中央大学大学院法務研究科 教授)	
審議対象期間	令和5年4月1日 ~ 令和5年6月30日	
抽出案件	総件数 5件	(備考)
一般競争入札	0件	
条件付一般競争入札	3件	
指名競争入札	2件	
随意契約	0件	
談合情報	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申の内容	なし	なし

意見・質問	回答
<p>1 会議の公開・非公開（一部）の決定</p> <p>○まず、議事の（１）、会議の公開・非公開について、熊本県入札監視委員会運営要領により「委員会は公開・非公開を決めるものとする」とあり、今回も議事の公開・非公開について、決めたいと思う。議事の中で非公開に該当する部分について事務局から説明をお願いする。</p> <p>○「議事（４）抽出事案の審議」のうち総合評価の判定に係る審議部分と、「議事（５）委員間の意見交換」を非公開とすることについてよろしいか。</p> <p>○異議なし。</p> <p>○傍聴者（報道関係者）に説明する。 今回の審議において、「議事（４）抽出事案の審議のうち総合評価の判定に係る審議部分」と、「議事（５）委員間の意見交換」については非公開と決定した。</p> <p>2 入札及び契約手続の運用状況の報告</p> <p>【R3～5年度第1四半期の熊本県発注工事の入札結果の推移（資料1）】</p> <p>○意見等なし</p>	<p>（事務局の提案）</p> <p>○委員会で行う審議のうち、公開できない部分について事前に事務局で検討したので説明する。まず、「議事（４）抽出事案の指名理由及び経緯等の審議」のうち「総合評価判定に使用している「総合評価判定シート」については、県情報公開条例の「公にすることにより当該法人等又は当該個人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」に該当すると考え、不開示情報と判断する。</p> <p>次に、「議事（５）委員間の意見交換」について、今後の意見書作成に向けて委員間の率直な意見交換を行うものであり、審議会等の会議の公開に関する指針第3公開の基準「公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき」に該当し、非公開と考えている。</p> <p>（報道関係者入室）</p> <p>（事務局）資料1～4を報告</p>

意見・質問	回答
<p>【入札不調等の発生状況について（資料2）】 ○八代や球磨が非常に多いが、これは何か理由があるか。</p> <p>ということは、熊本地震の場合も同じようなことがいえるということか。</p> <p>【入札契約方式別発注工事一覧（資料3）】 ○意見等なし</p> <p>【指名停止の運用状況一覧（資料4）】 ○違う事件で指名停止になっている同一業者について、指名停止期間が重なっているのはどう理解したらよいか。</p> <p>重複は不適切だと思うが、回避するための措置をとることはないのか。</p> <p>委員の皆さんの考えもあると思うが、今回の場合だと5番の事件は実質1日しか指名停止になっていないと評価でき、今後検討されるべき課題だと感じた。</p> <p>個人的な意見だが、交通違反も繰り返すとより厳しい罰則が科せられることが多い。指名停止は1企業が重複して罰則を受けることはあまり考えら</p>	<p>一番大きな理由としては、ご承知の通り令和2年7月に県南球磨地域を中心に大規模災害が発生し、その災害関係の工事で非常に工事量が増えたり、困難な工事が残っている状況にあるため、不調の発生率が高い状況が続いている。</p> <p>はい。</p> <p>指名停止の考え方として、発生事故ごとに当該事故に対する事故調査委員会などの手続きを経て、安全管理の措置が適切だったか等を審議した後、指名停止措置を行うことになる。事件事故ごとに手続きが並行して進んでいくため、重複が理論上あり得るが、今回実際に重複している状況。</p> <p>重複した時には指名停止期間を加算する措置もあるが、その運用も厳密に決まっている。今回の場合は事故の発生日と措置の決定日との関係で、重複加算の措置には当たらなかったケースになる。</p> <p>指名停止については、全国で多くの発注機関があるが、基本的には国が示した運用に沿って行っている状況。</p>

意見・質問	回答
<p>れていないと思う。基本的に重複して罰則を受ける場合は、より厳しい措置をとる方がいいと思うので、今後、国の考えもあると思うが、県としても検討していただけたら。</p> <p>3 抽出事案の指名理由及び経緯等の審議 【審議対象工事の抽出について（資料5）】 ※抽出委員から説明</p> <p>【審議対象工事（資料6）】 《指名競争入札》 （1）日田鹿本線単県災害防除（地道債）その2 工事 ○意見なし</p> <p>（2）深海線単県災害防除（緊急自然債）工事 他 合併 ○入札指名業者調書の指名回数の欄が空欄だが、これはゼロ回ということか。</p> <p>○この工事は破損状況を見ると、自然石が続いている状況だが、工事内容がブロック積工と書いてある。実際は同じような自然石を使った工事だと理解してよろしいか。</p> <p>《条件付一般競争入札》</p> <p>（3）第二上益城中央地区中山間地域総合整備事業（農業耕作条件改善）第11号工事 他 合併 ○資格のところの施工実績に関する事項、それから、配置予定者についての施工経験について、「なし」とした理由は。</p>	<p>○はい。</p> <p>○この石積みは空石積みで、コンクリートが後ろに入っていない状況。これを取り除いて新たにブロック積みで復旧する形のため、この部分だけコンクリートブロックになる。</p>

意見・質問	回答
<p>(4) 県立清水が丘学園児童棟新築工事 ○これは計画によるとまだこれから続くということか。</p> <p>○これは2社で一つの共同企業体を作らなければいけないということか。 また来年以降は変わるのか。</p> <p>(5) 国道324号(上津深江橋)道路補修補助 (橋梁補修)その2工事 ○配置予定技術者に関する資格のところで、下請け代金の合計が4500万円以上というふうにした理由は。</p> <p>(報道関係者退出)</p> <p>【総合評価判定シート審議】 非公開</p> <p>4 委員間の意見交換 非公開</p> <p>5 次回の入札監視委員会について ○開催日程は事務局で調整させていただく。</p> <p>○以上で本日の審議事項はすべて終了した。</p>	<p>○条件付一般競争入札の参加資格は個別項目設定基準があり、今回の土木一式工事は高度な技術力を要しない土木一式工事ということで、設定しないこととなっている。</p> <p>○はい。令和10年まで続く予定。</p> <p>○規模や金額によって変わる。</p> <p>○建設業法で、下請金額が4500万円以上の場合、主任技術者から監理技術者に変えないといけないと定められているため、その表記をしている。</p>